

那珂川の水辺空間を活かした 回遊促進・賑わい創出事業企画運営業務委託 提案競技実施要項

令和 8 年 10 月
福岡市経済観光文化局地域観光推進課

【資料】

- 資料 1 提案競技実施要項
- 資料 2 企画提案書作成要領
- 資料 3 評価項目配点表

【様式】

- 様式 1 質問書
- 様式 2 提案競技参加申込書
- 様式 2 - 1 委任状
- 様式 2 - 2 誓約書
- 様式 2 - 3 役員名簿
- 様式 2 - 4 共同事業体構成団体一覧ひな形
- 様式 2 - 5 共同事業体協定書ひな形
- 様式 3 同類又は類似業務の実績表
- 様式 4 提案競技参加辞退届

本提案競技実施要項（以下、「本要項」という。）は「那珂川の水辺空間を活かした回遊促進・賑わい創出事業企画運営業務委託」（以下、「本業務」という。）の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様（以下、1～7）及び募集内容（8～19）について定めるものである。受注者決定後、委託契約を締結する際には、本市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 件名

那珂川の水辺空間を活かした回遊促進・賑わい創出事業企画運営業務委託

2 業務の目的

本市では、都心部の回遊性向上を図るため、那珂川沿いの須崎公園から清流公園までのエリアにおいて、川に向かって開かれた、水辺を活かしたまちづくり「リバーフロントNEXT」を推進している。

現在、那珂川沿いの清流公園 においてPark-PFI制度を活用した再整備が進んでおり、令和8年9月に北側エリア及び橋上エリアが供用開始され、水辺空間の更なる活用と賑わい創出が期待されている。また、中洲懸橋～西大橋間において、護岸・橋梁のライトアップ整備を行うなど夜間景観の魅力向上にも取り組んでおり、新たな人流の創出や周辺エリアへの来訪者の増加も見込まれる。

本業務は、このような周辺整備の進展を踏まえ、春吉橋から西大橋までの水辺空間を中心としたエリアにおいてイベントを実施することにより、水辺空間の魅力を広く発信するとともに、夜間観光の創出によって都心部における観光客や来訪者等のエリア滞在時間の増加及び消費拡大を図り、更なる回遊促進及び賑わい創出につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 提案限度額

上限額 46,750,000円（消費税及び地方消費税額含む）

5 事業概要

(1) 内容

春吉橋から西大橋までの水辺空間を中心として、那珂川周辺の既存の魅力資源や新たな環境整備を活かした回遊・賑わい創出イベントの実施イメージを提案すること。

(2) 実施エリア

春吉橋から西大橋までの水辺空間を中心としたエリア（図1参照）

※「清流公園（橋上広場）」及び「天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館前広場）」をイベント会場として活用すること

※詳細は事業者提案を踏まえ、市及び関係者との協議により決定

(3) 開催時期・時間

時期：令和9年3月のうち1週間程度を予定（準備期間は含まない）

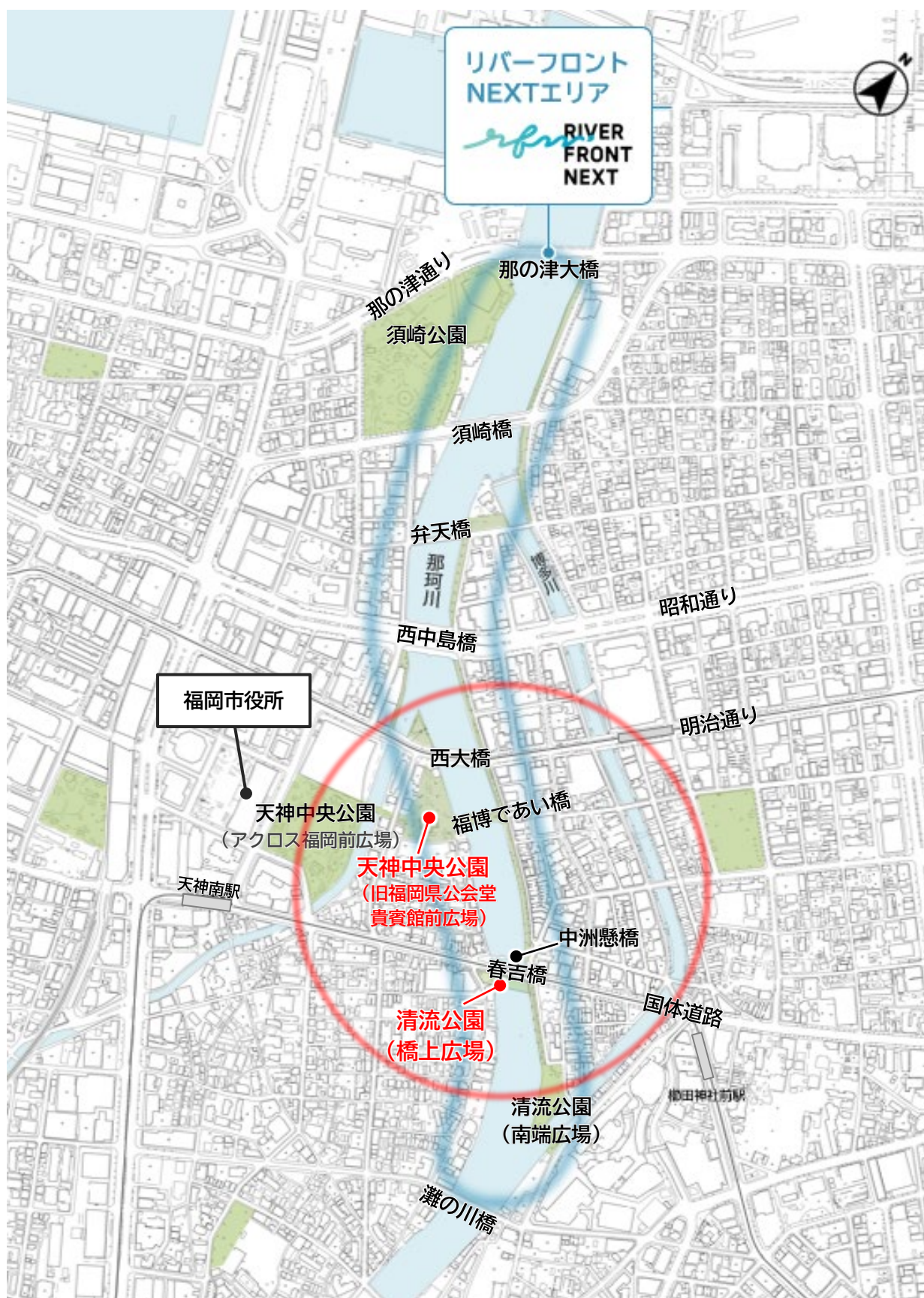
時間：夕方以降の夜間帯

※なお、具体的な実施日時については、市と協議の上、決定するものとする。

(4) ターゲット

福岡市都心部を訪れる国内外観光客をはじめとする来街者

図1 実施エリアイメージ図



6 業務内容

本業務は、那珂川周辺エリアの回遊促進及び賑わい創出を目的として、イベント開催に係る企画、運営、広報、関係機関調整等を行うものである。

受注者は、本事業の目的を踏まえ、イベント開催のコンセプト、テーマ及びターゲット層を設定し、それらに基づく企画を立案すること。

(1) 実施計画書の作成業務

実施計画書は以下の構成で作成するものとする。

① 基本事項

イベント開催のコンセプト・テーマ、準備スケジュール等、基本事項を記載すること。

② 会場計画

会場の位置図、会場レイアウト、装飾・演出（デザイン制作を含む）、設備、電源、通信、備品などの会場設営に必要となる事項を記載すること。

③ 運営計画

運営体制、来場者対応、資機材搬出入管理、清掃・廃棄物処理等、イベント運営に必要となる事項を記載すること。

④ 警備計画

来場者導線管理、場内整理、誘導など警備上必要となる事項を記載すること。

⑤ 安全対策基本計画

大規模災害対策、テロ対策、医療・救護体制など想定される緊急事案の整理とその対策について記載すること。

⑥ 広報計画

当該イベントの事前告知及び開催日ごとのイベント内容の周知を行うために必要となる事項（専用サイトの制作、SNSやポスター・フライヤー等を活用したプロモーション、メディア（TV、新聞等）の活用等）を記載すること。なお、広報の手段として、市政だより、市のホームページへのイベント情報の掲載、及び市の保有する掲示板等広告の掲出が可能な場所を使用することができる。

(2) イベントの運営業務

実施計画に基づき、会場設営、運営体制の確保、資機材の調達、コンテンツの制作、出展・出演者調整、イベント実施、関連事業者との調整等、イベントに係る運営業務の一切を行うこと。

また、運営にあたっては、開催日毎に、資機材の搬出入やスケジュール等を示した運営マニュアルを作成すること。

(3) 関係者調整業務

実施計画書の作成及び本イベントを運営するにあたり、地域、警察、保健・衛生当局、施設管理者、出演者等の関係者と必要な交涉及び調整を行うこと。

(4) 許認可等調査・取得業務

本イベントを運営するにあたり必要となる許認可等の調査を行い、速やかに手続きを行うこと。（公園管理者や河川管理者等への必要な申請は、本市と受注者で協議の上、連携して行う。）

(5) その他、本業務の目的を達成するために必要な業務

本公募要項に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上決定する。

(6) 実施報告書の作成業務

① 実施概要

実施内容、実施期間・時間等を記載すること。

② 実施結果

来場者数、回遊企画参加者数、実施時の状況写真等を記載すること。

③ 広報実績

SNS等の発信実績、テレビ・新聞・WEBメディア等への掲載実績等を記載すること。

④ 効果検証

来場者アンケート、周辺店舗・地域等の意見、回遊促進効果の分析等を記載すること。

⑤ 収支報告

収支計算書作成すること。

⑥ 今後の展開

次年度以降の展開可能性、水辺空間活用に関する課題・留意事項等を記載すること。

なお、本イベントの結果及び来街者の行動分析等を踏まえ、水辺空間活用の方向性について整理すること。また、継続活用可能なコンテンツ、常設化の可能性、回遊促進に向けた取組み及び民間活力導入の可能性について整理すること。

7 企画提案内容

(1) 実施内容のイメージ

春吉橋から西大橋までの水辺空間を中心として、那珂川周辺の既存の魅力資源や新たな環境整備（図2参照）を活かした回遊・賑わい創出イベントの実施イメージを提案すること。

なお、清流公園（橋上広場）及び天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館前広場）を活用し、来街者がエリア内を回遊しながら楽しめる企画とすること。

【要求水準】

- 那珂川周辺エリアの特性や課題を踏まえ、イベント開催のコンセプト、テーマ及びターゲット層を設定し、その考えを示すこと。
- イベントについては、那珂川周辺の既存の魅力資源や新たな環境整備を活かした内容とし、国内外観光客をはじめとする来街者の滞在時間の増加及び消費拡大につながるものとする。また、単一の催しではなく、エリアの回遊性及び賑わい創出の効果が期待できる複数のコンテンツを組み合わせる実施すること。
- 回遊促進・賑わい創出コンテンツとして、春吉橋から西大橋までの区間において、来街者がエリア内を回遊しながら楽しめるミュージックライブやパフォーマンス等を実施するスペースを2か所程度設置すること。
なお、各スペースでは音楽ライブやパフォーマンス等を定時的に実施し、来街者がエリア内を回遊するきっかけとなる内容とすること。
- 回遊促進コンテンツとして、春吉橋から西大橋までの区間を回遊するきっかけとなるフォトスポット、アート作品、モニュメント等を2か所程度設置すること。
設置するコンテンツは、来街者による写真撮影やSNS等での情報発信を促進できるものとし、イベント終了後の活用可能性も考慮のうえ、設置場所及び内容について提案すること。
- イベント会場及び周辺エリアへの回遊を促進するための仕組みを提案すること。
なお、デジタル・アナログを問わず、スタンプラリー、回遊企画、参加型コンテンツ等の効果的な手法を活用し、来街者をエリア全体に誘導する工夫を行うこと。
- イベントの認知度向上及び集客を図るため、効果的な広報・プロモーションを実施すること。特にSNS等による情報拡散を促進し、福岡市都心部を訪れる国内外観光客をはじめとする来街者への認知度向上を図ること。
- イベント終了後も、来街者がリバーフロントNEXTエリア全体を継続的に回遊・滞在できるよう、周辺の魅力資源を活かし、さらに清流公園や須崎公園等の周辺環境整備の進展を見据え、回遊ルートやモデルコース、エリアの楽しみ方等を提案すること。

【諸条件】

- 市が整備を進めている中洲懸橋～西大橋間の護岸・橋梁ライトアップは、護岸や手すり柵、西大橋及び中洲懸橋の桁下や欄干を常時照らすものであることから、光の過度な干渉とならないようライトアップ箇所及び河川内への光の照射などの提案は避けること。
- 清流公園（橋上広場）の利用方法については、「清流公園イベント利用の手引き（令和８年４月）」（以下、「清流公園手引き」という。）に従うこと。
ただし、公園使用料については、福岡市公園条例第21条の規程により免除とする。
- 天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館前広場）の利用方法については、「天神中央公園イベント利用の手引き（平成29年４月）」（以下、「天神中央公園手引き」という。）に従うこと。
ただし、公園使用料については、福岡県都市公園条例第14条第１項の規程により免除予定。
- 河川区域の利用方法については、河川法及び河川敷地占用許可準則等の関係法令に従うこと。
- 実施エリアイメージ図のうち那珂川（灘の川橋から西中島橋までの区間）は、都市・地域再生等利用区域に指定されており、河川空間のオープン化制度を活用した提案を可能とする。
ただし、河川占用料については、福岡県河川流水占用料等徴収条例第５条第１項の規程により免除予定。なお、提案内容が収益を目的とする場合など、利用形態によっては占用料が発生する場合があるため、詳細については福岡県との協議によるものとする。
- 地域住民、地元関係団体及び周辺事業者に配慮し、周辺環境への影響を十分考慮した提案とすること。
- 民間事業者等からの協賛金を得ることにより、事業内容の充実や魅力向上を図る提案を妨げないものとする。

(2) 運営体制

- 運営責任者を設置し、原則として契約開始から事業完了まで交代は行わないこと。
- 本業務全体を円滑に運営するため、必要なスタッフの手配、管理、運営を行うこと。
- 本業務が円滑に実施され、高い効果を見込むことが可能な体制を構築すること。
- 緊急時等の危機管理対応を含め、安全かつ確実に業務が実施できる体制を構築すること。

(3) 運営スケジュール

- 契約後、事業実施から事業完了までの全体スケジュールを示すこと。

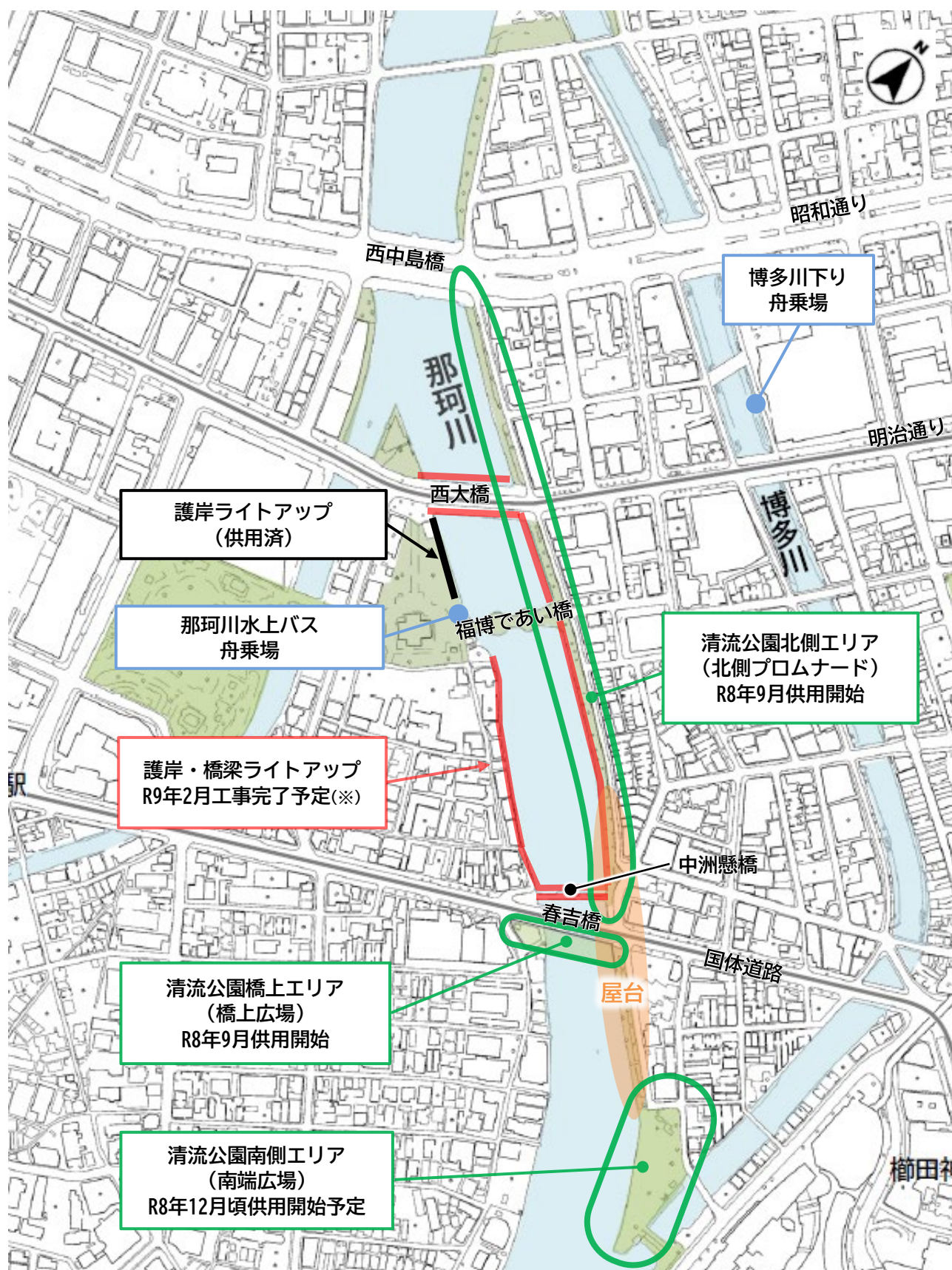
(4) 追加提案

- 上記記載内容のほか、本業務の実施にあたり効果的と考えられる事業者独自の取組みについて、積極的に提案すること。

(5) 見積書

- 本業務に係る全ての費用を積算した見積書を作成し、提出すること。なお、協賛金を得ることにより、事業内容の充実や魅力向上を図る提案を妨げないものとする。

図2 那珂川周辺の主な環境整備の状況等



(※)ライトアップ供用時期は現在検討中

8 留意事項

- (1) 受注者決定後、委託契約を締結する際には、市と受注者が協議の上、提案内容に基づき契約用の仕様書を定めることとする。ただし、協議及び関係機関等との調整の結果により、提案内容から変更することがある。
- (2) 本業務実施にあたり、他事業との連携や調整が必要になった場合は、市の指示に従い対応すること。
- (3) 本要項に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、受注者決定後に市と受注者が協議の上、決定する。
- (4) 受注者が、業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で市に提出し、承認を得ること。
なお、受注者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が市の委託に係るものであること、受注者及び業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。
- (5) 著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。
 - ① 本業務を通じて制作した、成果物（アート作品・モニュメント等）については、市の観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。
 - ② 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」という）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
 - ③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受注者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
- (6) 当該事業に係る内容を電子メールで送信する場合は、BCCにより行うものとする。

9 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

なお、複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

10 提案競技スケジュール

(1) 募集開始	令和8年10月1日（木）
(2) 質問書提出締切	10月6日（火）17時まで
(3) 質問回答	10月9日（金）予定
(4) 提案競技参加申込書提出締切	10月13日（火）17時まで
(5) 企画提案書提出締切	11月5日（木）17時まで
(6) 審査	11月13日（金）予定
(7) 事業者決定及び通知	11月18日（水）予定
(8) 契約締結	11月25日（水）以降

11 質問書の提出

- (1) 提出締切
令和8年10月6日（火）17時まで
- (2) 提出先
「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法
様式1「質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡をすること。
- (4) 質問への回答
令和8年10月9日（金）に下記福岡市ホームページ上に掲載を予定している。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

12 提案競技参加申込書の提出

- (1) 提出締切
令和8年10月13日（火）17時まで（郵送の場合は必着）
 - (2) 提出先
「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
 - (3) 提出方法
(4)に記載の書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。また持参する場合は、平日9時～17時とする。
 - (4) 提出書類
以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑨の提出を免除する。（②～⑤は、契約締結日まで提出することも可とする。）
- ① 提案競技参加申込書（様式2）
注）JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、その場合、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

- ② 登記事項証明書（法人の場合）
注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。
- ③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）
注）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。
注）法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。
注）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。
- ④ 市町村税を滞納していないことの証明書
注）本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税および延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
注）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書
注）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
注）証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。
- ⑥ 委任状（様式２－１）
注）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式２－１により委任状を作成して提出すること。
- ⑦ 誓約書（様式２－２）
注）様式２－２に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
- ⑧ 役員名簿（様式２－３）
注）様式２－３に、代表者及び役員（⑦の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
注）この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用する。
注）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）
- ⑨ 直近の決算２年分の財務諸表の写し
注）直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
- (5)提案競技参加辞退届の提出
提案競技参加申込書提出後に、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、すみやかに提案競技参加辞退届（様式４）を電子メールにて提出すること。
※電子メール送信後、提出した旨、電話にて連絡をすること。

13 提案競技企画提案書の提出

企画提案書については、企画提案書作成要領（資料2）に従って作成すること。

(1) 提出締切

令和8年11月5日（木）17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出先

「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

企画提案書の原本及びデータを下記に従って提出すること。

① 原本

郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

② データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「（提出月日）_（提案事業者名）_企画提案書」（※（ ）は各々必要事項を記載）とすること。

※電子メール送信後、提出した旨、電話にて連絡をすること。

(4) 提出部数

① 原本

正本1部、副本10部

② データ

正本、副本各1ファイル

14 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

TEL：092-711-4984（直通）

メールアドレス：chiikikanko.EPB@city.fukuoka.lg.jp

15 応募者ヒアリング

原則、書面審査とするが、必要に応じて提案者に対して提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、後日、提案者（JVの場合は代表企業）に対して通知する。

16 審査

(1) 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、評価項目配点表（資料3）に基づき、企画提案書の内容を審査し、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(2) 結果通知

令和8年11月18日（水）以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、あわせて本市ホームページにおいても公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受注者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

17 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

評価項目配点表（資料3）の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

各項目の配点および価格点の算出方法は、評価項目配点表（資料3）のとおり。

(3) 最低基準

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続き

選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

18 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

19 その他

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後から最優秀提案者選定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 選定された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。